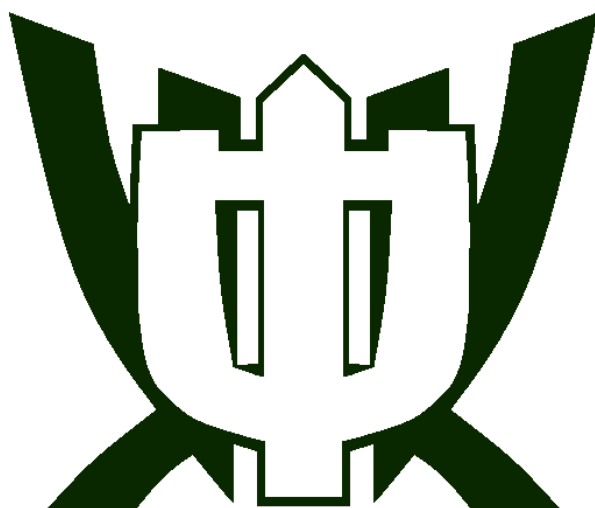


令和6年度

「いじめ」をなくすための取組について

～子どもを守るために～



鹿児島市立皇徳寺中学校

目 次

はじめに 1
1 かけがえのない子どもの命を守るために 1
2 いじめの定義 2
3 いじめ問題に対する学校の姿勢	
(1) いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立って指導します	
(2) いじめられている生徒の立場で親身の指導を行います	
(3) 教師の生徒観や指導の在り方を問い続けていきます	
(4) 学校, 家庭, 地域社会などすべての関係者が一体となった取組を推進します	
4 いじめ問題対応についての自己点検項目 3
(1) 指導体制	
(2) 教育相談	
(3) 教育活動	
(4) 家庭・地域社会との連携	
5 いじめに対する組織的取組について 4
6 学校で分かるいじめ発見のチェックポイントの視点 5
7 家庭で分かるいじめ発見のチェックポイントの例 6
8 いじめが起きた場合の対応について 6
(1) いじめられた生徒への対応	
(2) いじめた生徒への対応	
(3) いじめられた生徒の保護者への対応	
(4) いじめた生徒の保護者への対応	
(5) いじめた生徒をはやし立てる生徒への対応	
(6) 見て見ぬふりをする生徒への対応	
9 「ネット上でのいじめ」への対応について 8
(1) 誹謗中傷等の削除方法	
(2) 生徒, 保護者への対応	
10 重大事態の発生と緊急対応 9
11 いじめ発見後の対応チャート図 10

12	主な相談機関	11
13	参考文献	11
	おわりに	11
	鹿児島市立皇徳寺中学校 いじめ防止基本方針（概要版）	12

安心・安全で笑顔あふれる学校であるために

鹿児島市立皇徳寺中学校

校長 山下 久美子

はじめに

本年度のいじめ問題を考える週間に当たり、改めて生徒や職員そして保護者の皆様方と「いじめ」をなくす取組について、共通理解を深めていくことを目的に本稿をまとめました。

私は、生徒全員にとって、安心・安全で笑顔あふれる学校であることが重要だと考えております。そのためには、友達と楽しいことや辛いこと、不安に思っていることなど心の内を全てお互いに語り合える、支えあえるような人間関係作りが大切であり、その実現に向けて教職員一丸となって努力したいと考えております。その望ましい人間関係づくりを最も阻害するものが「いじめ」です。「いじめ」は絶対にあってはなりません。ささいなことから「いじめ」を受け、誰にも相談できず苦しんでいる状況にある生徒がいれば、一刻も早く救いの手を差し伸べなければなりません。さらに、人が困ったり悲しんだりしている様子を見て楽しんでいるという歪んだ心理をもっている生徒がいれば、強く指導しなくてはなりません。「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」生徒を育成するために、教職員が一人一人の生徒とじっくりと向き合い、いじめの未然防止教育に力を入れることが重要であり、全力で取り組みたいと考えております。

皇徳寺中学校の生徒は、「みなわが子」という気持ちで、生徒たちの健やかな成長を実現するためにも、学校・家庭・地域で力を合わせる大切だと考えています。どうぞ保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 かけがえのない子どもの命を守るために (H8. 1. 30 文部大臣の緊急アピールより)

【すべての先生方へ】

- (1) いじめの問題を現下の最大の課題として取り組むよう訴えたい。
- (2) すべての学校の先生方には、深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得るものであることを訴えたい。
- (3) いじめられている子どもを守り通すということを言葉と態度で示し、毅然と対応してほしい。そして、何よりも子どもたちとできる限り多く接し、子どもたちに信頼される人間関係をつくり、いじめの発見や予防に努めることが大事である。
- (4) いじめを発見したら一回や二回の指導で事たれりとするのではなく、かえっていじめが陰湿になり、深刻化することもあることを認識し、継続して指導を行うべきである。
- (5) 校長と相談し、他の教師や養護教諭の協力を得たり保護者と連絡をとって、最大限いじめの解決に当たってほしい。
- (6) 各学校の校長は、いじめは絶対に許されないこと、理由の如何を問わず死んではならないこと、必ず誰かに相談することを繰り返し、直接子どもたちに訴え、学校のすみずみ、子ども一人一人の心にまでいきわたるよう指導してほしい。
そして、先頭に立って、この問題の解決に最前の努力を傾けていただきたい。

皇徳寺中学校でも、この考え方を基本にいじめ問題に取り組みます。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
 - 注1）「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
 - 注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害者に着目した見極めが必要である。

3 いじめ問題に対する学校の姿勢

(1) いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立って指導します。

- ア 「いじめる側が悪い」という立場に立って、毅然とした態度を示します。
- イ 「いじめは子どもの成長にとって必要な場合もある」などという考え方は認めません。
- ウ いじめをはやし立てたり、傍観する行為も、いじめる行為と同様に許されないことを指導します。

(2) いじめられている生徒の立場で親身の指導を行います。

- ア 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出す危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に察知するよう努めます。
- イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常にもって指導します。
- ウ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に必ず心の居場所を確保します。

(3) 教師の生徒観や指導の在り方を問い続けていきます。

- ア 生徒一人一人を、多様な個性をもつ、かけがえのない存在として受けとめます。
- イ 生徒の人格のよりよき発達を支援します。
- ウ 道徳教育、心の教育等の推進を通じてかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導します。
- エ いじめがあることを真摯に受け止め、むしろ発見した教師を評価します。
- オ いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとしません。

(4) 学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となった取組を推進します。

- ア いじめ問題に関して、関係者が責任を転嫁し合うことがないように、それぞれの立場から、いじめの問題に一体となって取り組み、その早急な解決を図るように努めます。
- イ 学校は、家庭やPTAに働きかけ、協力を求めるとともに、地域を挙げた取組を行うための支援づくりを推進していきます。

4 いじめ問題対応についての自己点検項目

(1) 指導体制

- ア 校長を中心に、全職員が一致協力して対応しているか。
- イ 「いじめ」について研修会を開き、教師間の共通理解を図っているか。
- ウ 教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- エ 生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- オ いじめについての訴えがあったとき、問題を軽視することなく的確に対応しているか。
- カ アンケート調査など生徒から状況を聞く機会を計画的に行っているか。

(2) 教育相談

- ア 児童生徒の悩みや要望を受け止めることができる相談体制が機能しているか。
- イ 保健室の機能を十分に生かし、養護教諭が得た情報を効果的に活用しているか。
- ウ 教育相談体制が、保護者にも十分応えられるようになっているか。
- エ 児童生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
- オ 必要に応じて専門機関との連携を図っているか。
- カ 学校に配置されている相談員やスクールカウンセラー等が十分機能し、活用されているか。

(3) 教育活動

- ア 全職員がそれぞれの指導場面において、いじめに関する指導の機会を設けているか。
- イ 道徳や学級活動等の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っているか。
- ウ 生徒会活動などにおいて、いじめ問題とのかかわりで適切な指導助言を行っているか。
- エ 生徒に社会性や豊かな情操をかん養する活動を推進しているか。

(4) 家庭・地域社会との連携

- ア PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域の支援づくりに努めているか。
- イ 家庭に対して、いじめ問題に対する啓発を行うとともに、教育相談や各種通信などを通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
- ウ 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携、出席停止の要件等について知らせているか。
- エ 必要に応じて、児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を行っているか。

5 いじめに対する組織的取組について

学校のそれぞれの役割に応じて、以下のように生徒理解に努め、いじめの未然防止・早期解決を図ります。

	基本姿勢		発生時の対応	保護者等との連携
学級 教科 担任	○ 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識で、生徒たちの日々の生活に目を配るようにする。	○ 授業中に言葉をかけたり、休み時間に話をしたりするなど、可能な限り生徒たちと積極的にふれあうようにする。	○ いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、他の先生方との連携を図るようにする。	○ 生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意をもって対応する。
学年 主任	○ どの学級にもいじめはあり得るという認識をもって、学年内のいじめの把握に努める。	○ 担任と共に問題解決に当たる姿勢を示し、いじめの情報を積極的に学年会等で知らせる。	○ 学年内のいじめについて、生徒指導主任や校長・教頭に報告し指導を受ける。また、他学年との連携を図る。	○ 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。
生徒 指導 主任	○ 各学年の生徒の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任の精神的支えになるように努める。	○ 学年会、生徒指導部会、職員会議などの場で、その解決策についてリーダーシップを発揮する。	○ 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。	○ 学校、家庭、地域一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。
養護 教諭	○ 学級担任が気付きにくい生徒の様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。	○ 訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、信頼され、安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。	○ 把握したいじめの情報を担任や生徒指導主任、校長、教頭に伝え、解決に向けて対策を講じる。	○ 担任と十分な連絡を取り、家庭との連携を密にして、問題の解決に努める。
教頭	○ 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、全教職員の理解を図る。	○ 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的指導技術を身に付ける体制をつくる。	○ いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。	○ PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

6 学校で分かるいじめ発見のチェックポイントの視点

学校では、以下の視点で生徒の様子を観察します。

場面等	観察の視点（特に、変化が見られる点）
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える。 ○ 出席確認の際、声が小さい。
授業の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる。 ○ 一人だけ遅れて教室に入る。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 筆圧が弱くなる。 ○ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴え、保健室に行くことが多い。 ○ ふざけた質問をする。（※）
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い。 ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている。 ○ 用もないのに職員室等に来る。 ○ 仲良しでない者とトイレに行く。（※）
給食時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる。 ○ グループ分けで孤立しがちである。 ○ 好きな物を級友に譲る。（※）
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる。 ○ 人の嫌がる仕事を一人でする。（※）
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○ 用事がないのに残っている日がある。 ○ 部活動に参加しなくなる。 ○ 他の子の荷物を持って帰る。（※）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ うつむきがちで視線を合わさない。 ○ 寂しそうな暗い表情をする。 ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする。 ○ 言葉遣いが荒れた感じになる。（※） ○ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ○ 教材費、写真代などの提出が遅れる。 ○ 校則違反、万引きなどの問題行動が目立つようになる。（※） ○ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。

※印：無理にやらされている可能性のあるもの

7 家庭で分かるいじめ発見のチェックポイントの例（いじめられている生徒が家庭で出すサイン）

以下のような様子があれば、学校に速やかにご相談ください。

	観察の視点（特に、変化が見られるもの）	チェック
1	衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。	
2	風呂に入りたがらなくなる。殴られた傷跡などを見られるのを避けるため、裸になるのを嫌がる。	
3	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。	
4	寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。	
5	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。	
6	言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりをしたりする。	
7	親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。	
8	登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。	
9	転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。	
10	家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。	
11	親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 友人からの電話で、急な外出が増える。	
12	パソコンやスマートフォン等をいつも気にしている。	
13	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに 関心をもつ。	
14	投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。	
15	学校で使うものや持ち物がなくなったり、こわれたりしている。	

8 いじめが起きた場合の対応について

(1) いじめられた生徒への対応

- ア 「いじめられている生徒を必ず守り通す」という姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- イ 決して一人で悩まず、必ず親や教師など誰かに相談すべきことをしっかりと指導する。
- ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図りながら行う。
- エ いじめた生徒を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
- オ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信をもたせるように指導する。
- カ いじめられている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての「欠席」や「転校」措置等、弾力的に対応をする。

(2) いじめた生徒への対応

- ア 指導を通して、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる指導を行う。
- イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴いたり、全体にアンケートを取ったりするなどして、実態をできるだけ正確に把握する。
- ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじ

めの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。

エ いじめた生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるかを分からせるよう作文指導など工夫した指導を行う。

オ いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、家庭との連携で生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

カ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

「いじめ解消」の定義

- いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月継続して止んでいること。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

キ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超えたり、いじめが継続されたりしている場合は、いじめられている生徒を守るために、いじめる生徒の保護者に対し出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった生徒には、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられた生徒の保護者への対応

ア いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

イ 家庭訪問をしたり、来校をお願いしたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の気持ちで来校される保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。

ウ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を包み隠さずに保護者に伝える。

エ 学校での様子について、その都度家庭に連絡すること。また、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

オ 必要な場合は、緊急避難としての「欠席」も認められることを伝える。

カ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめた生徒の保護者への対応

ア いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付けさせるように話す。

イ 教師が仲介役になり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。

ウ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

エ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) いじめた生徒をはやし立てる生徒への対応

- ア はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- イ はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」、「自分だけじゃない」などと主張する生徒）には、それは許されない行為であることを十分に理解させた上で、対応する。

(6) 見て見ぬふりをする生徒への対応

- ア 自分が所属する集団内（学級や部活動など）で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。
- イ 「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係を築くこと等について指導する。

9 「ネット上でのいじめ」への対応について

「ネット上のいじめ」とは、インターネット上の公共の掲示板や、生徒が独自に作成した掲示板や自己紹介サイトなどに、個人を特定した誹謗中傷を書き込んだり、カメラ等で撮影した他人の顔写真を無許可で掲載したりすることや、無料通信アプリによる仲間はずれ等により、精神的な苦痛や不安を与えるものである。

(1) 誹謗中傷等の削除方法

- ア 問題となっている掲示板等の URL を記録し、画面を印刷したり、デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
- イ 掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除依頼を行う。ただし、管理者によっては、依頼内容を公開したり、個人情報悪用したりする場合もあるので注意が必要である。
- ウ 管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼を行う。
- エ 内容がエスカレートしたり、削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、警察への相談も合わせて対応・検討する。

(2) 生徒、保護者への対応

- ア 「ネット上のいじめ」により、命にかかわる深刻な問題が発生していることを伝える。
- イ 携帯電話等を利用する際のルール、マナーを指導する。
- ウ 親子で、携帯電話等が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについてきちんと話し合う。
- エ フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について啓発する。

10 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

(2) 重大事態への緊急対応

- ア 重大事態の報告…重大事案を認知した場合には市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- イ 「重大事態対策委員会」を設置し、「生徒指導部」「安全確保部」「外部連携部」に分かれ、連携を図りながら全校体制で緊急対応する。
- ウ 教頭を窓口として、以下の点について市教育委員会との連携を図る。
 - ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
 - ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

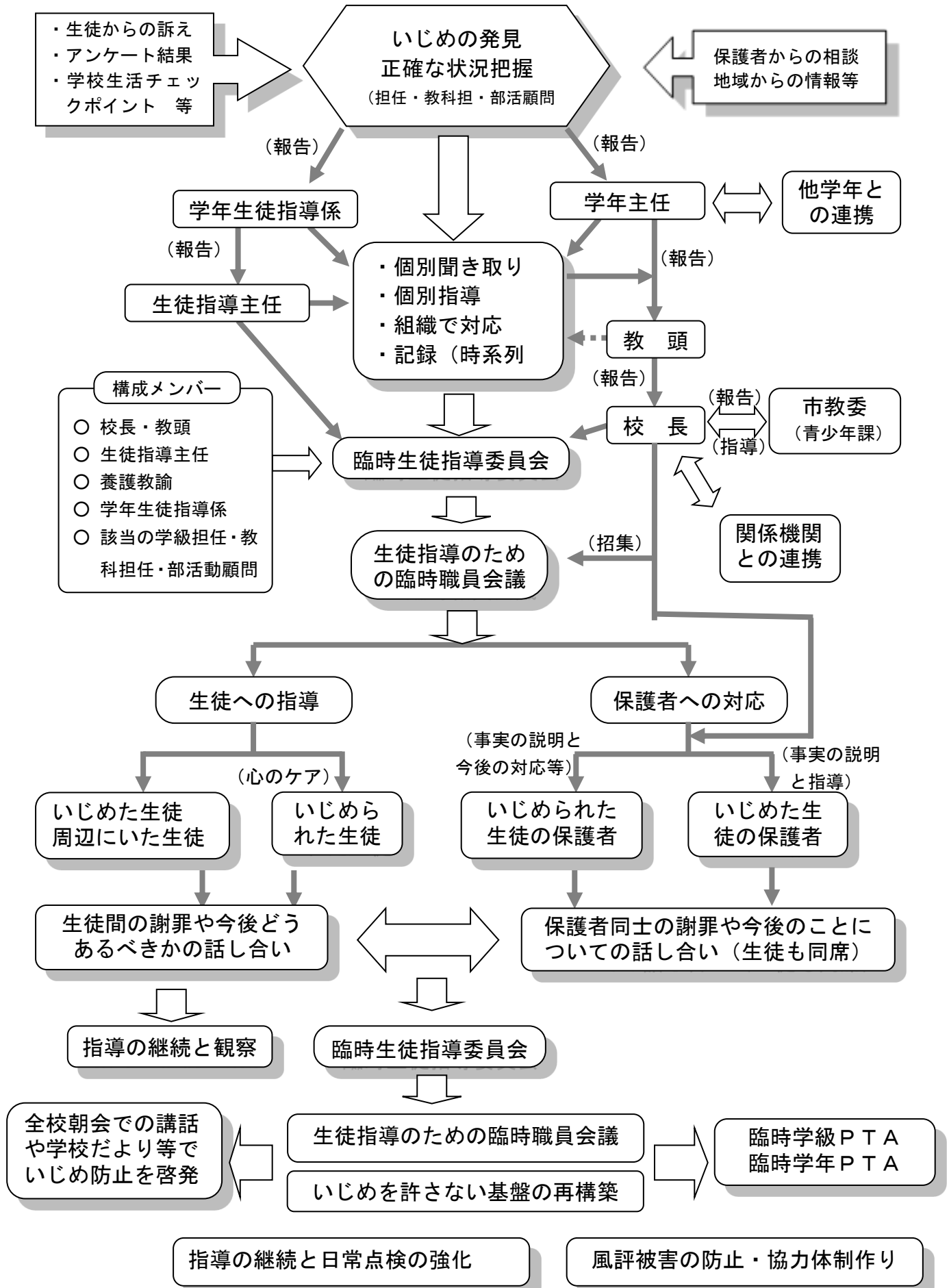
(3) 学校は重大事態に対処するとともに、再発防止を目的に、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、以下の点に十分留意した調査を行う。

- ア 因果関係の特定を焦らず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- イ 被害生徒からの聴き取りが可能な場合は聴き取り調査を中心に、不可能な場合には当該生徒保護者の意見・要望を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ウ 被害生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
- エ 情報提供生徒等の安全を確保して調査を行う。

(4) その他の留意点

- ア 被害生徒・保護者はもちろん、調査そのものが加害生徒・保護者や情報提供生徒に与える精神的負担を考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。
- イ 被害生徒とその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。また、調査経過についても、適時・適切な方法で報告するようにする。
- ウ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、被害生徒とその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。
- エ 報道取材等への対応はプライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

1.1 いじめ発見後の対応チャート図



1 2 主な相談機関

(令和4年5月現在)

相談機関	電話番号	相談時間等	主な相談内容
かごしま教育ホットライン24	0120-783-574 0570-0-78310	全24時間	いじめ・不登校・性格・行動, しおつけ, 親子関係など子供にかかわる相談全般
県総合教育センター (面談は要予約)	教育相談課	099-294-2200	月～金 8:30～17:00
	特別支援 教育研修課	099-294-2820	(祝日・年末年始を除く) 障害のある子供や学習面・行動面 につまずきのある子どもの相談
PTAすくすくライン (県PTA連合会)	099-251-0309	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	子育て期における家庭教育の諸 問題に関する相談
県精神保健福祉センター (面談は要予約)	099-218-4755	月～金(電話) 8:30～17:00	精神保健及び精神障害者の福祉 に関する相談
思春期相談事業		水(面談) 9:00～12:00	思春期のこころの相談
精神保健福祉協議会 (こころの電話)	099-228-9566 099-228-9567	月～金 9:00～16:30 (12:00～13:00を除く) (祝日・年末年始を除く)	県民すべての悩みに関する相談 や関係機関の紹介
少年サポートセンター (ヤングテレホン)	099-252-7867	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	子供が被害に遭った, 学級でいじ められているなど, 少年に関する 悩みや困りごと等について相談
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	全24時間	孤独の中にあって助けや慰めや 励ましを求めている一人一人を 援助する
18さいまでがかける電話 チャイルドライン 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00	18歳までの子供がかけられる 電話 子供の声を受け止める電話

1 3 参考文献

- ・ いじめ対策必携(県教育委員会 H27.3改訂)
- ・ 文部科学省 Web より, いじめ関係資料
- ・ 県教育委員会通知通達等

おわりに

皇徳寺中学校の今後の「いじめ」問題等への基本的な取組について, これまでを見直し, ここに整理しました。この資料は, あくまで基本的な対応を示しており, いじめの内容や状況により, 適宜適切な対応に努めていきますのでご理解・ご協力をお願い申し上げます。

学校は「安全で安心して学べる場」でなければならないと考えています。生徒は, 学校という社会の中で, 集団としてのルールを守りながら, 一人一人の良さを認め, 切磋琢磨しながら成長していくことが大切です。生徒の健やかな成長は, 保護者の願いであり, 教師の願いでもあります。しかしながら, 複雑な現代社会の影響を最も受けやすいこの時期, 周りの大人がしっかりとした模範を示すことが大切です。PTA等の各種の会にも積極的に参加いただき, 親の学びの姿を見せることも重要だと思います。「いじめ」を一つでも多く発見し, 確実に解決していけるよう, みんなで力を合わせて取り組んでいきましょう。

鹿児島市立皇徳寺中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

令和5年4月作成

1 目的

皇徳寺中学校いじめ防止基本方針は、文部科学省及び鹿児島市いじめ防止基本方針を受け、これまで推進してきた本校の取組を整理・改善・発展させ、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法（定義）第2条から

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
注1）「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害者に着目した見極めが必要である。

(2) いじめ問題に対する基本的な方向性

- ア いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- イ 常にいじめられている生徒の立場を親身になって考える。
- ウ 常に教師の生徒観や指導の在り方を問い続ける。
- エ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となった取組を推進する。

3 いじめ防止等のための組織の設置（生徒指導委員会）

- (1) この組織はいじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案の解決のために学校組織として対処するための検討を行うことを設置目的とする。
- (2) メンバーは校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、必要に応じて当該学級担任、スクールカウンセラー（文部科学省・市）とする。

4 いじめの未然防止

(1) 教職員の取組

- ア 「いじめ」をなくすための取組について ～子どもを守るために～ の配布
- イ 学年共通テーマの中での道徳の授業への取組（いじめについて考える週間）
- ウ 皇中タイム（仲間づくり活動, ストレスマネジメント教育）の定期的実施
- エ 職員研修の充実（生徒個々の理解やいじめに関する授業について全職員で考えるなど）

(2) 生徒の取組

- ア 生徒主体による学校行事の企画・運営
- イ 生徒によるいじめ防止等に関するポスター・標語の作成（ニコニコ月間の取組）

(3) 保護者・地域の取組

- ア 学校便り・学年通信・学級通信・生徒指導通信などの定期的配布
- イ 皇徳寺校区生活指導連絡協議会の開催

5 いじめの早期発見

(1) 教職員の取組

- ア 校内協同体制の充実（全職員・生徒指導委員会・保健室（養護教諭）・S C・S S W等の連携）。
- イ 相談活動（家庭訪問・教育相談・三者面談）の充実
- ウ いじめのチェックリスト（学校編・家庭編）の配布

(2) 生徒の取組

- ア アンケート調査の実施
「学校生活アンケート」（年3回）, 「学校楽しいーと」（学期1回）

(3) 保護者・地域の取組

- ア 家庭との連携の徹底 「2日連続欠席には電話連絡, 3日連続欠席には家庭訪問」
- イ 学年・学級P T Aや家庭訪問等の充実

6 いじめに対する対応

(1) 教職員の取組

- ア 生徒指導部を中心とした組織的な対応
- イ 情報の記録（知り得た事実の記録を取り, それを持ち寄り, 確認し, 全体像の把握を行う）
- ウ 被害生徒・加害生徒・保護者等の対応の役割分担の明確化（生徒指導部を中心に方針決定）
- エ 全職員への報告（迅速に報告を行い, 被害生徒・加害生徒双方へのケアを十分に行う）

(2) 生徒の取組

- ア 被害生徒に対して（安全確保を最優先, 共感的な態度で, 安心感ある対応を, 養護教諭やS C, S S Wと連携した心のケアや継続した見届け）
- イ 加害生徒に対して（「いじめは決して許さない」という姿勢, 被害生徒の心情を第一に, 組織的・継続的な見守り・指導, 養護教諭やS C, S S Wと連携した心のケアや継続した見届け）
- ウ 情報提供生徒に対して（プライバシーを守る, 勇気ある行動への称賛, 安全確保の徹底）
- エ 集団・周囲の生徒への対して（「傍観はいじめ行為と同じ」, 「いじめは自分の問題」, 「いじめを見かけたらすぐに知らせる」ことを指導）

(3) 保護者・地域の取組

- ア 被害生徒・加害生徒双方への家庭訪問(状況報告や学校の取組方針を伝え、協力を促す)
- イ 誠意を尽くした継続的な対応(その場だけで終わらない)
- ウ SCやSSWなどの活用(保護者の心のケアにも十分に配慮する)
- エ 学年・学級PTAや皇徳寺校区生活指導連絡協議会への報告
- オ 児童相談所や警察などの関係機関との連携(必要に応じて)

7 重大事態の発生と緊急対応

(1) 想定される重大事態

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

(2) 重大事態への緊急対応

- ア 重大事態の報告…重大事案を認知した場合には市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- イ 「重大事態対策委員会」を設置し、「生徒指導部」「安全確保部」「外部連携部」に分かれ、連携を図りながら全校体制で緊急対応する。
- ウ 調査主体が「学校」である場合、教頭を窓口として、以下の点について市教育委員会との連携を図る。
 - ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
 - ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請
- エ 調査主体が「市教育委員会」である場合も、上記「ウ」に基づき、市教育委員会を支援する。

(3) 学校は重大事態に対処するとともに、再発防止を目的に、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、以下の点に十分留意した調査を行う。

- ア 因果関係の特定を焦らず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- イ 被害生徒からの聴き取りが可能な場合は聴き取り調査を中心に、不可能な場合には当該生徒保護者の意見・要望を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ウ 被害生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
- エ 情報提供生徒等の安全を確保して調査を行う。

(4) その他の留意点

- ア 被害生徒・保護者はもちろん、調査そのものが加害生徒・保護者や情報提供生徒に与える精神的負担を考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。
- イ 被害生徒とその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得て

おく。また、調査経過についても、適時・適切な方法で報告するようにする。

ウ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、被害生徒とその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応はプライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

8 その他

- (1) この学校いじめ防止基本方針を、本校のホームページで公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- (2) 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。